

# 基礎的電気通信役務支援業務に係る発注業者等選定に関する基本方針

平成19年4月1日

TCA・支援業務室

## 1 目的

この基本方針は、基礎的電気通信役務支援業務に係る物品の調達及び役務の提供等を業者等に発注する場合において、公正、明確な業者の選定手続き、適正な発注価格を確保するために定めることを目的とする。

## 2 適用範囲

基礎的電気通信役務支援業務に係る以下に該当する物品の調達及び役務の提供等を業者に発注する際に適用する。

- (1) 1件当たりの調達金額(予定価格)が100万円を超えるもの(個々の調達品が100万円未満であってもシステムとして一体化して使用されるものについては1件として取り扱う。)
- (2) 調達の方法及び、当該年度内又は年度を越えて分割して調達されることが計画上明確になっている場合については、一体とした調達価格とする。
- (3) ただし、個人又は企業の特定の能力、技術を必要とし、かつ、その能力、技術が明確となっている者を選定する場合及び既存のシステムの一部改修等でこの基本方針に馴染まないものについては、この方針は適用しない。

## 3 発注業者選定への参加資格

発注業者選定への参加資格は、以下の1に該当する者とする。

- (1) 国家行政組織法第3条に定める官庁に入札参加資格を有することが確認できる業者。
- (2) 東証及び大証の1部上場企業又は当該企業グループであることが確認できる業者。
- (3) 上記のほか、当協会(支援業務室関係を含む)に係る事業において、これまでに受注実績があり、その実績から適切と判断される業者。

## 4 発注案件等の公表

- (1) 発注案件の公表は、ホームページ(当協会ユニバーサルサービス関係のお知らせ)のページ)及び当協会内に掲示して行う。

(2) 掲示期間は、原則1か月間とする(調達スケジュール等から短縮する場合がある。)

(3) 公表の内容は次のとおりとする。

- ア 調達の内容と調達予定価格
- イ 調達の時期
- ウ 応募資格と手続き
- エ 業者決定の方法
- オ 連絡先、その他

## 5 応募の方法

(1) 公表されている応募手続きに基づき、当協会において資格審査を受けた上で、入札参加の応募を行う。

(2) 協会は、応募を認めた場合は、入札に必要な書類を交付する。

## 6 入札

入札は、指定された方法により、郵送(書留・配達記録)により行う。  
入札回数は1回とする。

## 7 業者の決定

(1) 業者の決定は、入札価格の一番低い業者であり、かつ、提案書の添付を必要としている場合は、その内容が適切な業者を発注業者として決定する。

提案書の添付がなく、又は提案書の内容が不適当な者については、入札価格が第2位の者を決定することとして審査を行う。

(2) 入札の業者名、入札価格、落札業者名等は公表しない。

(3) 入札参加の業者に対しては、決定の有無について書面で通知する。

## 8 業者が決定しなかった場合の措置

入札に業者の参加がなかった場合、又は1社のみであった場合、或いは予定価格を下回る入札額がなかった場合には、予定価格を下回る額で随意契約により実地することとする。

以上